

複数月平均 80 時間を超える教職員
0 人を目指して

働き方改革 通信

For everyone's Smile

第 13 号
令和 4 年 4 月
山形県教育庁

☆働き方改革プラン I 期終了を迎えるにあたって☆

令和 4 年度「山形県公立学校における働き方改革」の重点取組のうち、「教員が担うべき業務の明確化と適正化」について、令和 3 年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について」（通知）と照らし合わせながら、確認していきたいと思えます。

「学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化」については、以下の3分類に整理され、平成31年度から、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、地域が一体となって取り組んで参りましたが、調査結果の評価としては、以下の通りとなりました。

3 分類のいずれの業務に係る取組も、一層促進していく必要があるものが多い状況であり、学校や地域の実情を踏まえつつ、積極的に取組をすすめること。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑤ 調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥ 児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦ 校内清掃（輪番、地域ボランティア） ⑧ 部活動（部活動指導員）	⑨ 給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携） ⑩ 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫ 学校行事の準備・運営（事務職員との連携、一部外部委託等） ⑬ 進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

他の主体（教育委員会、家庭、地域住民等）へ

教師以外の担い手へ

服務監督権者は、「基本的には学校以外が担うべき業務」を中心として、保護者・地域住民等の理解・協力を得る必要があるものについては、学校運営協議会等の場において、議論を深め、適切な役割分担を進めましょう。

また、地域学校協働本部の整備等により学校以外で業務を担う受け皿を整備しましょう。

学校徴収金については、各教育委員会が取組を進めましょう。

校長等管理職は、⑨～⑭について学校組織マネジメントを行い、役割分担を明確にし、外部人材と教職員が連携して業務に従事できるよう、勤務体制及び環境等に配慮をお願いします。

スクラップ・アンド・ビルド

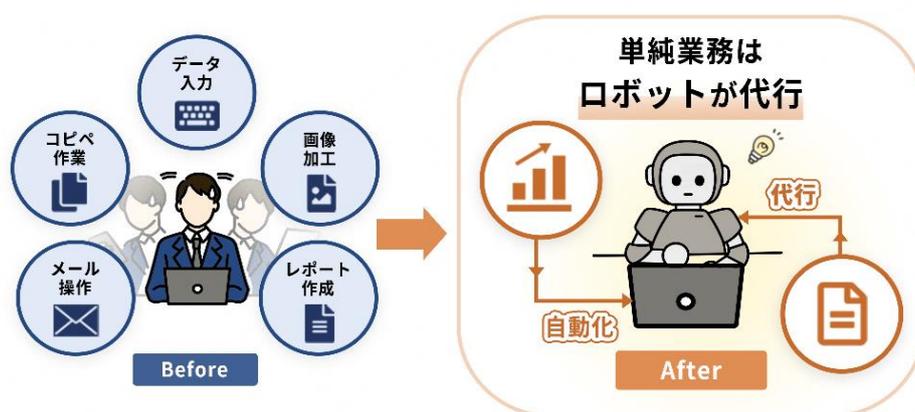
裏面に続きます

☆「同質の作業を洗い出し、共有できるものは共有する」☆

4月の業務を始めるにあたり、高橋県教育長よりいただいたメッセージです。

このことは、「学校現場に対して」だけでなく、教育委員会についてもあてはまります。教職員課では、昨年度「RPA」を導入し働き方改革に取り組みました。

RPAとは、Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)の頭文字です。事業プロセスの中で、大量に繰り返す作業を人間の代わりにソフトウェアが行うものです。RPAが動いてくれている間に、他の仕事ができるという利点があります。



また、現在、県立高等学校では、テスト等の「丸付け」の作業を、採点ソフトで行うことができないか試行している学校があります。「回答用紙をめくって、同じ解答に何百回と丸を付ける」という作業を、人間が行わず「Aという答えには○」という基準を一度人間が入力すれば、作業一部をソフトウェアが行ってくれるというものです。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日）で示された3分類について、改めて学校内で整理し、「教師が積極的に専門性を発揮できる業務」以外は、「教育委員会」「外部人材」「地域・保護者」そして、AIなどのロボットに業務を依頼して、令和4年度末までに80時間超の教職員0人の目標を達成しましょう。その努力が、月45時間以内、年360時間以内とする上限方針を遵守することにつながっていきます。

山形県の令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査都道府県別結果詳細については、以下のアドレスから見るすることができます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1408258_00010.htm